

<h1>静 岡 市 報</h1>	号 外
	静岡市葵区追手町5番1号
	発行所 静岡市役所
	編集兼発行人 静岡市長
	発行日 毎月1日・随時

告 示

静岡市告示第590号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定に基づき、特定有害物質に汚染されている区域（形質変更時要届出区域）を次のとおり指定する。

平成30年8月9日

静岡市長 田 辺 信 宏

次の区域のうち別に図示する区域

区域1

(1) 形質変更時要届出区域

静岡市清水区吉川字松ノ木田535番1の一部、静岡市清水区吉川字松ノ木田535番31の一部、静岡市清水区吉川字下長面436番1の一部

(2) 形質変更時要届出区域の指定に係る基準に適合していない特定有害物質の名称

「鉛及びその化合物」

区域2

(1) 形質変更時要届出区域

静岡市清水区吉川字松ノ木田535番1の一部、静岡市清水区吉川字下長面436番1の一部、静岡市清水区吉川字下長面460番2の一部、静岡市清水区吉川字下長面476番1の一部、静岡市清水区吉川字原添486番1の一部

(2) 形質変更時要届出区域の指定に係る基準に適合していない特定有害物質の名称

「シアン化合物」

区域3

(1) 形質変更時要届出区域

静岡市清水区吉川字松ノ木田535番1の一部

- (2) 形質変更時要届出区域の指定に係る基準に適合していない特定有害物質の名称

「六価クロム化合物」、「シアン化合物」、「鉛及びその化合物」及び「ふっ素及びその化合物」

区域4

- (1) 形質変更時要届出区域

静岡市清水区吉川字松ノ木田535番1の一部、静岡市清水区吉川字下長面436番1の一部、
静岡市清水区吉川字下長面460番2の一部、静岡市清水区吉川字下長面476番1の一部

- (2) 形質変更時要届出区域の指定に係る基準に適合していない特定有害物質の名称

「六価クロム化合物」及び「シアン化合物」

区域5

- (1) 形質変更時要届出区域

静岡市清水区吉川字下長面436番1の一部、静岡市清水区吉川字下長面460番2の一部、
静岡市清水区吉川字下長面476番1の一部

- (2) 形質変更時要届出区域の指定に係る基準に適合していない特定有害物質の名称

「六価クロム化合物」

区域6

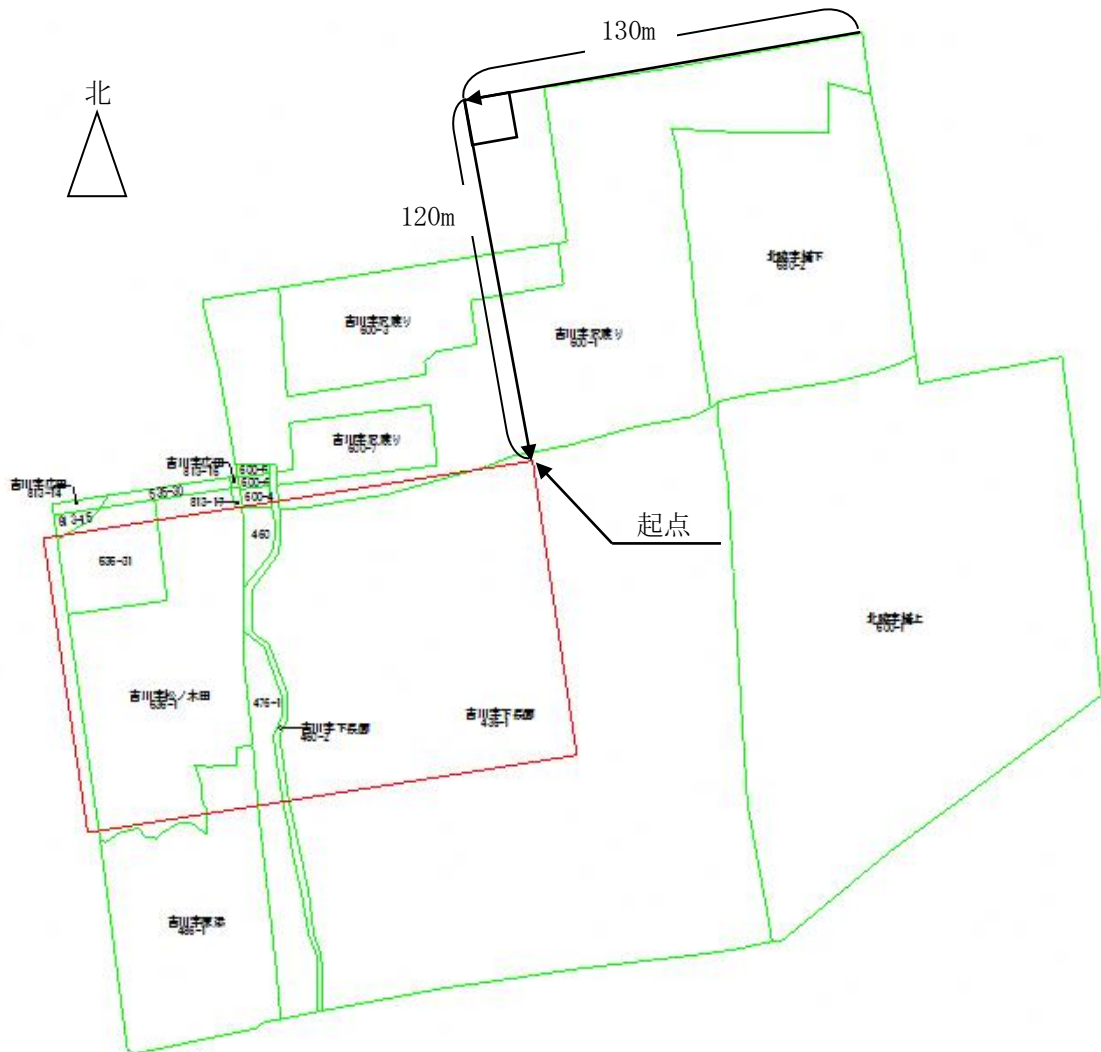
- (1) 形質変更時要届出区域

静岡市清水区吉川字下長面436番1の一部

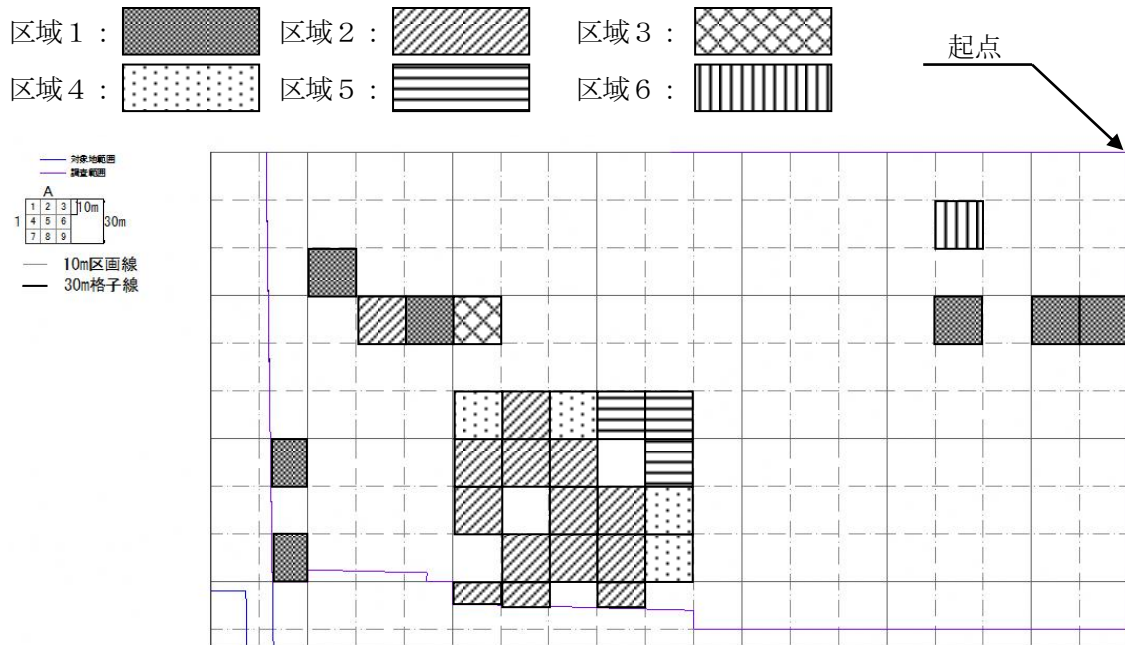
- (2) 形質変更時要届出区域の指定に係る基準に適合していない特定有害物質の名称

「^ひ砒素及びその化合物」

(別図)



静岡市清水区吉川字沢渡り600番1の最北端の筆境界より土地境界線に沿って西方に130mの地点から土地境界線に垂直南方に120mの地点を起点とする次に示す形状の土地とする。



静岡市清水区吉川字松ノ木田535番 1、静岡市清水区吉川字松ノ木田535番31、静岡市清水区吉川字下長面436番 1、静岡市清水区吉川字下長面460番 2、静岡市清水区吉川字下長面476番 1、静岡市清水区吉川字原添486番 1